

第6章 心のバリアフリーへの取り組み

6-1 位置付け

バリアフリーの基本的な方向性のうち、心のバリアフリーの方向性を具体的に示すものがこの章の内容となります。市民一人ひとりがバリアフリー化についての理解を深め、互いに助け合うあたたかな心配りのあるまちを目指し、実施すべき取組みを示しています。

これまで高槻市では、旧基本構想に基づき高齢者、障害者等を含む全ての市民の移動が便利で安全にできる交通バリアフリーの推進に向けて、心のバリアフリーに取り組んできました。本基本構想では、これまでの考え方や取組みを継承・継続しながら、バリアフリー新法の理念に基づき、持続的・段階的な心のバリアフリーの発展を目指していきます。

6-2 基本的な考え方

バリアフリーのまちづくりの推進にあたっては、事業者・行政だけでなく、市民の参画が欠かせません。市民がまちづくりの推進にどう関わるのかという視点から見ると、市民に求められる役割は大きく以下の3つが考えられます。

表6-1 市民に求められる役割

目的	市民に求められる役割
まちのバリアを作らないよう、市民一人ひとりがモラルを向上させる	・高齢者、障害者等の立場になって考え、身勝手な行動により、まちのバリアを作らない
互いに助け合うまちを実現する	・市民間で相互に助け合う ・心のバリアフリーを市民自ら広めていく
事業者・行政の事業を協働で促進する	・市民としてバリアフリーを理解・協力する ・高齢者、障害者等の多様なニーズを反映させる ・関係者として、ともに課題への対策を探る

まちのバリアを作らないよう、市民一人ひとりがモラルを向上させる

まちのバリアを作らないよう、市民一人ひとりがモラルを向上させるために市民に求められる役割は、高齢者、障害者等の立場になって考え、身勝手な行動により、まちのバリアを作らないことが必要です。

放置自転車や不法駐車といった一部の市民による日常行動は、すぐには変わりにくいものであり、継続的に粘り強く意識啓発に努めなければなりません。自分の身勝手な行動がまちのバリアとなっていることを十分認識することが大切です。

互いに助け合うまちを実現する

互いに助け合うまちを実現するために市民に求められる役割は、市民間で相互に助け合う、心のバリアフリーを市民自ら広めていくことが必要です。しかし、アンケート調査で、ほとんどの回答者が外出時に市民の理解がないと感じると回答しているように、まだまだ不十分だといえます。

高齢者、障害者等を特別扱いせず、当然のこととして、共生し相互に助け合うという意識が大切です。まちで困っている人に声をかけることを第一歩に、いろいろな取り組み方が考えられます。このような個人の取り組みをより促進させるため、地域で活動するボランティア団体やNPO等と協働していくことも望ましいと考えられます。

また、市民自らが心のバリアフリーを広める主体となれるよう、心のバリアフリーについて学んでいく必要があります。

事業者・行政の事業を協働で促進する

事業者・行政の事業を協働で促進するために市民に求められる役割は、市民としてバリアフリーを理解・協力する、高齢者、障害者等の多様なニーズを反映させる、関係者としてともに課題への対策を探ることが必要です。

高齢者、障害者等のニーズは、まちの状況や時と場合により多様です。何がバリアとなっているのか、誰がどういう場面で困っているのかという現状を、市民・事業者・行政の各々がよく把握したうえで、的確な解決策を探っていかなければなりません。異なるニーズを持つ高齢者、障害者等の相互理解に努め、誰もが利用しやすいものを目指すとともに、市民も事業の仕組みや課題について学び、ともに協働して課題の解決を目指すことが求められます。

また、高齢者、障害者等の外出時の課題は様々であり、障害者の中でも、内部障害者、知的障害者、精神障害者等のおかれている状況の困難さは、まだまだ具体的に知られていません。また、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者、妊娠初期の人等、一見しただけでは困難の状況が分かりにくい人もいます。参考として、高齢者、障害者等の外出時の課題要素について、表6 - 2に示します。

このような高齢者、障害者等を対象としたハード面におけるバリアフリー化については、その推進方策を確定するのが困難です。国もこれらについて幅広い検討を行っており、方策が明らかになった段階で推進していく考え方ですが、ソフト面においても啓発事業に粘り強く取組むとともに、高齢者、障害者等との交流を促進することで相互理解を深めることが重要です。

表 6 - 2 高齢者、障害者等の外出時の課題要素

種 別		外出時の課題要素	
肢体不自由	車いす使用	垂直移動が困難 狭い幅員での移動が困難 小さな溝・隙間の移動の危険と困難 座位やキャスターで手の届く範囲に限られる (自動販売機など) 座位のため目や腕の位置が低くなる かさや荷物を持つのが困難	
	非車いす使用	脚力	垂直移動が困難 長時間立位でいられない (車内なので立つことに困難が伴う) 歩行が遅く立位はバランスをくずしやすい ・群集のなかを歩くのが困難 ・車両の乗り降りが速くできない 全体的にゆとりが必要である ・エスカレーター乗降時にテンポをあわせるのが困難
		非脚力	巧緻性障害、押しボタンなど機器の操作が困難 内部障害や外見で障害がわからない ・長く立っていられない ・はげしい混雑などに耐えられない
情報・コミュニケーション障害	視覚障害	全盲	歩行ルートや沿道の施設の位置確認が困難 歩道と車道の段差や路面の凸凹で転倒の危険 歩行空間で電柱、ポール、その他設備などの衝突の危険がある 切符購入時の料金支払い、自動販売機利用に困難 道路上・駅構内・車内の視覚情報の入手ができない ・電車やバスの行先や種別、発着時刻がわからない 盲導犬利用者は常に外出先に盲導犬を伴う必要がある
		弱視	全盲と同様の問題をもつ 小さな文字が読めない 白杖を持たないときは周囲の人との区別が困難 色のコントラスト、とくに黄色などの色に頼って移動する
	聴覚障害	道路上・駅構内・車内の音声情報の入手ができない 窓口の会話のやりとりに困難を伴う 道をたずねるときに困難を伴う 障害をもっていることが他の人にわからない	
	音声・言語障害	窓口の会話のやりとりに困難、時間がかかる 道をたずねるときに困難を伴う 障害をもっていることが他の人にわからない	
	内部障害	障害固有の問題がある ・オストメイトでは人工肛門、人工膀胱の取替・洗浄の場所が必要である ・ペースメーカー利用者では強い電磁波による誤動作の心配がある 全体的にゆとりが必要である	
その他	知的障害	慣れていない健常者とはコミュニケーションしにくい わかりやすい表示が必要である 健常者の理解が必要である 全体的にゆとりが必要である	
	精神障害	過度にストレスを与えない環境が必要である 全体的にゆとりが必要である	
	高齢者	すべての機能が総合的に低下し、ゆとりが必要である ・転倒、転落の危険性が高い ・歩行速度、反応速度、判断が遅い トイレが近い、疲れやすい	
	妊産婦	体力的に健常者ほど無理がきかない 重い荷物が持てない 混雑した場所の移動に困難を伴う 長時間立つことに困難を伴う	

(出典：三星氏、秋山氏による既往資料をもとに一部加筆)

このような市民に求められる役割を踏まえ、旧基本構想では特に以下の項目について、取組みを進めてきました。

バリアフリー情報の収集・提供

心のバリアフリーの醸成（意識啓発・学習機会の提供）

基本構想及び事業実施のフォローアップの実施

継続的改善の仕組みの構築

心のバリアフリーの実現は、着実に地道な取組みの継続が必要です。よって、旧基本構想に記載された取組みは、引続き継続的に実施していきます。さらに、これまで取組んだ実績、ワークショップ・アンケート調査等で得られた意見等を踏まえ、心のバリアフリーに関する取組みを実施します。

6 - 3 取組みメニュー

心のバリアフリーに関する取組みメニューを表6 - 3に示します。

表6-3 心のバリアフリーに関する取組みメニュー

<研修の充実>

施策・取組みメニュー	対象	内容	担当・窓口
市職員への研修の充実	市職員	市職員として必要な能力や知識を計画的に習得させるため、バリアフリーや人権啓発に関する研修体系を維持するとともに、時代の要請に応じた研修の充実に努める	職員研修所
教職員への研修の充実	教職員	教職員研修を企画・実施し、教職員が障害の特性について理解を深め、適切な支援が行なえるよう、教職員の専門性向上を図る	教育センター

<広報、啓発、支援等の実施>

施策・取組みメニュー	対象	内容	担当・窓口
広報、啓発冊子による人権意識の高揚	市民全体	人権意識の高揚を図るため、人権啓発パネルの貸出や人権・文化啓発コーナーにおいて、ビデオ・DVDの貸出や人権週間にあわせて実施する街頭啓発を実施する	人権課
地域福祉懇談会開催の支援	地域住民	障害者団体が開催する地域福祉懇談会を通じて、障害者の置かれている状況について地域住民の理解を深めるよう支援する	保健福祉政策課
バリアフリー情報の提供	市民全体	重点整備地区における生活関連経路等や、公共公益施設である建築物のバリアフリー状況をホームページ・バリアフリーマップとして作成し、情報提供する	計画課 建築指導課
市のホームページでの情報提供	市民全体	高槻市バリアフリー基本構想の策定経過・方針や各種事業実施状況を情報提供する	計画課
総合的な学習等特色ある教育活動事業	教職員	総合的な学習の時間、道徳、特別活動等における福祉・環境・障害者理解等、様々な人権教育の課題に児童生徒が主体的、体験的に取り組み、人権意識を高めることを推進するため、老人施設や障害者施設等の訪問や障害を持つ方からの聞き取り、体験等を、教材を使つての学習を行う	教育指導課

<講座等の開催>

施策・取組みメニュー	対象	内容	担当・窓口
認知症サポーター養成講座	地域住民	認知症高齢者に理解のある市民サポーターの養成や、講師役であるキャラバン・メイトの養成を行い、市民の理解を深めることにより、認知症高齢者及びその家族が、安心して住み続けることができる地域づくりを推進する	高齢福祉課
バリアフリー講師派遣制度の構築	学校、事業者等	出前講座において、学校へのバリアフリー教育を推進するため、高齢者、障害者等を含む市民を講師として登録し、バリアフリー教育やバリアフリー研修の実施を要望する学校、事業者等へ派遣する仕組みを構築する	計画課

<キャンペーン、イベント、交流会等の実施>

施策・取組みメニュー	対象	内容	担当・窓口
講演会や講座開設による学習機会の充実	市民全体	学習機会の充実を図るため市内人権市民団体と協働して人権啓発イベント事業の開催や、講演会・交流会等を実施する	人権課
スポーツ・レクリエーション活動への支援	市民全体	実行委員会の一員として市民ふれあい運動会を実施し、障害者の健康増進と、スポーツを通じての障害者と健常者の交流や、障害に対する意識の啓発を行う	障害福祉課
福祉展	市民全体	実行委員会の一員として福祉展を開催し、作品展示、授産製品の展示販売、作業所の案内等、障害に対する啓発活動や街かど安全体験ウォークラリーを実施し、より住みやすい、優しいまちづくりを推進する	障害福祉課 計画課
商店街等の道路不正使用等の防止キャンペーン	事業者等	国土交通省が実施する「道路ふれあい月間」に併せて、関係機関や団体と共同でビラ配布及び現地指導を行い、道路上の商品や看板等のはみ出しを防止し、誰もが安心して歩ける道づくりのための啓発活動を行う	管理課
駅前放置自転車クリーンキャンペーン	自転車利用者	高槻市の中心駅である、阪急高槻市駅及びJR高槻駅において、街頭で啓発用ポケットティッシュを配布し、放置自転車の啓発を行う	交通安全課
勉強会・シンポジウムの開催	市職員、市民全体	バリアフリーに関する理解を深めるため、色弱者へ配慮したカラーユニバーサルデザインの導入や聴覚障害者対応設備、夜間の移動を支援し環境へも配慮したLEDの活用等、新たなバリアフリー技術の開発者や導入事例等について知見を深め、今後のバリアフリー施策への導入可能性を検討する勉強会やシンポジウムを開催する	計画課
公民館での講座・講演会の推進	市民全体	障害の有無に関わらず、共に参加できる講座や教室を開催するとともに交流できる場を提供する	城内公民館

<その他>

施策・取組みメニュー	対象	内容	担当・窓口
案内情報サインの設置・見直し	市民全体	重点整備地区内の案内情報サインの新たな設置及び見直しを実施する	計画課